

第四百四回 参議院地方行政委員会會議録第十一号

昭和六十一年五月二十日(火曜日)
午前十一時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

委員の異動
五月十五日

補欠選任

五月十六日

補欠選任

五月十七日

補欠選任

五月十九日

補欠選任

五月二十日

補欠選任

増岡 康治君

松浦 功君

吉川 芳男君

佐藤 三吾君

金丸 三郎君

上條 勝久君

嶋崎 均君

出口 廣光君

上野 雄文君

丸谷 金保君

中野 明君

下田 京子君

井上 計君

福島 讓二君

小沢 一郎君

津田 正君

大林 勝臣君

高池 忠和君

○国庫補助負担率の引下げによる地方負担転嫁反
対に関する請願(第二五号)

○地方財政対策に関する請願(第二六号)

○住民税の課税最低限引上げに関する請願(第二
二二号外三件)

○地方公共団体の財政力に応じた財政援助措置の
確立に関する請願(第一一〇号)

○車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する
請願(第二六七号外一四件)

○車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関
する請願(第一六七八号外三件)

○重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩
和に関する請願(第一六七九号外一四件)

○中小企業等に対する地方税法人均等割税額の軽
減に関する請願(第二〇七六号)

○国庫負担金削減による地方負担転嫁反対等に関
する請願(第二二二二号外一件)

○地方行政反対等に関する請願(第二四五〇号)

○道路交通の安全確保に関する請願(第二五八三
号外一件)

○地方行政の推進に関する請願(第二九三六号外
一件)

○個人事業税にみなし法人課税(事業主報酬)制度
の適用に関する請願(第三〇一七号)

○継続調査要求に関する件

○委員長(増岡康治君) ただいまから地方行政委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月十五日、水谷力君が委員を辞任され、
その補欠として加藤武徳君が選任されました。

また、去る五月十六日、海江田鶴造君、志村哲
良君及び竹山裕君が委員を辞任され、その補欠と
して福田宏一君、上條勝久君及び古賀雷四郎君が
選任されました。

また、去る五月十七日、福田宏一君が委員を辞
任され、その補欠として岩上二郎君が選任されま
した。

また、昨五月十九日、井上計君が委員を辞任さ
れ、その補欠として三治重信君が選任されまし
た。

また、本日、三治重信君及び神谷信之助君が委
員を辞任され、その補欠として井上計君及び下田
京子君が選任されました。

○委員長(増岡康治君) 地方自治法の一部を改正
する法律案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

衆議院地方行政委員長福島讓二君。

○衆議院議員(福島讓二君) ただいま議題となり
ました地方自治法の一部を改正する法律案につぎ
まして、その提案の理由及び内容を御説明申し上
げます。

御承知のように、近年、土地の有効利用の手法
として土地信託が注目を集めておりますが、この
制度は、土地の開発利益を十分に享受できる仕組
みであり、また、信託契約によって信託期間終了
後に土地の所有権を返還させることができること
も、信託銀行等の知識、経験等を活用して建物
の建築やその管理、処分を効率的、弾力的に行う
ことができる等のため、民間において急速な普及
を見せているところであります。

最近では、地方公共団体においても、このよう
な土地信託制度のメリットを考慮し、民間活力の
活用によって公有地の有効利用を推進する観点か
ら、その導入を検討しているものが見受けられる
ところであります。また、この土地信託制度は、
その活用によって現在緊急な課題となっている内
需の拡大に資するとともに、都市再開発等のまち
づくりの事業を行うに当たって土地の売買を必要

としないため、地価の高騰を回避することもできると考えられるのであります。

しかしながら、現行の地方自治法では、公有財産の管理、処分、貸し付け、交換、売却、譲与、出資及び私権の設定を規定しているものの、信託については特に規定がなく、これを予定していないものと考えられております。

そこで、本案は、このような土地信託制度のメリット及び地方公共団体の動向等にかんがみ、民間活力の活用によって公有地の有効利用を促進する手段として信託制度を地方公共団体の公有地について導入するため所要の措置を講じようとするものであります。

なお、国有地につきましても、今国会に提出されております国有財産法の一部を改正する法律案におきまして、これと同様の措置を講ずることとされております。

これが、本案を提出いたしました理由であります。

次に、その内容について申し上げます。

第一は、信託の対象は、公有財産のうち普通財産である土地及びその定着物に限り、当該普通地方公共団体を受益者として、建物の建築、土地の造成等政令で定める信託の目的により、議会の議決を経て信託することができることとしております。

第二は、不動産の信託の受益権については、これを公有財産の範囲に加えることとしております。

第三は、普通地方公共団体の長は、その信託期間中に公用または公共用に供する必要が生じたとき等においては、信託契約を解除することができることとしております。

第四は、普通財産である土地等の信託に關し、その受託者を監査委員の監査及び普通地方公共団体の長の調査権等の対象とすることとしております。

第五は、普通地方公共団体の長は、普通財産である土地等の信託について、事務処理状況を説明

する書類を議会に提出することとしております。このほか、地方公営企業法において、土地等を信託する場合には議会の議決を必要としないこととする等関係規定の整備を行うこととしております。

以上が、本案の提案の理由及び内容であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(増岡康治君) これより質疑に入ります。別に御発言もないようでありますから、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案に対する反対の討論を行います。

この法案は、地方自治体が保有する土地の管理、処分の態様に土地信託制度を導入しようとするものであり、提案理由説明によると、土地信託制度は売却よりも土地の開発利益を十分享受できるとか、地価の高騰を回避することができると、あるいは民間活力の活用によって公有地の有効利用を促進するものと言われています。

しかしながら、第一に指摘したいことは、地方自治体が取得、保有する土地は、売却して利益を上げるためではなく、公共の目的に利用するためのものであり、普通財産といえども今日では貴重な都市の開発空間であり、利益優先の利用であってはならないという点です。この点で、法案は、契約終了後あるいは公共の用途に供する必要が生じたときに契約の解除を行い、土地の返還が可能であるとしていますが、しかし、一たん信託され、建物が建設された土地や利用者のいる建物が簡単に返還可能であるのか、また、たとえ返還されたとしても、果たして公共の用に立ち得るのかどうか、極めて疑問が多く、公共優先が保障されていないことです。

第二に、公有地の有効利用等の問題です。

駅前ターミナル等市街地における土地利用にあって最も重要なことは、その地域の町づくりについた利用を住民の納得と協力を得て行うことです。ところが、信託制度では、こうした土地利用を受託者である信託銀行等に守らせる何らの保障もありません。これでは有効利用とは言えません。

問題はこれだけではありません。国有公有地に信託制度を適用するに当たって、信託終了後に残存する建物をどう扱うのか、建物を利用してのテナント業者と受益者である地方自治体との借家関係はどうなるのか、土地所有者が期待する土地利回りを確保する信託配当がどうすれば可能なのか、建物の運営が破綻したとき信託財産への追求は免れるのかどうか、多くの問題を残してしまっています。こうした多くの問題を残したままなぜ土地信託制度の導入を急ぐのでしょうか。

ある信託銀行の責任ある担当者は次のように言っています。例えば、学校等を信託でつくってそれを借り上げていただく、あるいは図書館、公民館、博物館、そういうものを民間の方でおつくりしましてそれを借りていただく、一種のオーダーリスというところになるかと思えます。これは、普通財産のみならず、行政財産へも信託制度を拡大し、本来、地方自治体が行うべき公共施設を民間の営利本位の建設、管理、運営にゆだねることを意味するものではありませんか。これは、まさに地方自治体の行政責任の放棄につながるものと言っても決して過言ではありません。

この法案による土地信託制度の導入がこのような多くの問題と矛盾を持ちながら成立を急がれている背景には、中曽根内閣の財界本位の内需拡大を目指す民活路線があることを見逃すわけにはいきません。こうした中曽根内閣の民活路線は、内需の拡大はおろか、子々孫々に及ぶ町づくりと公共施設の建設、管理までも大企業のもうけ仕事に提供しようとする極めて危険な政策であること指摘し、私の反対討論を終わります。

以上です。

○委員長(増岡康治君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。地方自治法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(増岡康治君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、佐藤君から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤君。

○佐藤三吾君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行令の作成及び実施に当たり、次の事項に特段の配慮を払うとともに、適切な指導に努めるべきである。

一、公有地の信託制度は、信託による土地の利用目的が一般的な営利の追求ではなく、地域住民の生活利便の向上と地域の健全な発展に資する目的に沿って活用されるべきものであることを周知徹底し、適切な信託契約の締結について留意すること。また、信託される土地の利用については、周辺住民との紛争回避に特段の配慮を払うこと。

二、信託の受託者については、業務の適正・公正な執行が確保されるよう、その選定方式等に特段の配慮をするとともに、受託者が行う各種契約については、地方自治法の契約方式に準じて行うよう留意すること。

三、地方公共団体の公用、公共用施設の建設等は、地方公共団体の本来の責任と負担において行われるべきものであることにかんがみ、これを主たる目的として信託が行われることのないよう十分に留意すること。

四、地方公営企業における信託制度の活用については、当該公営企業の本来の事業を勘案し、その支障とならないよう十分配慮するとともに、公営企業会計に対する一般会計からの繰り入れを的確に行い、信託による収益に経営基盤を求めることのないよう適切に措置すること。また、地方公営企業の信託については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の予算で定めなければならないものとする。

右決議する。
以上であります。
何とぞ満場一致御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(増岡康治君) ただいま佐藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(増岡康治君) 全会一致と認めます。よって、佐藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小沢自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小沢自治大臣。

○国務大臣(小沢一郎君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を十分尊重して善処してまいりたいと存じます。

○委員長(増岡康治君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(増岡康治君) 次に、請願の審査を行います。

請願第六号個人年金共済の共済掛金にかかわる地方税法上の別枠所得控除限度額引上げに関する請願外九十一件を議題といたします。

本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。これらの請願につきましても、理事会で慎重な審査を行い、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

請願第六号個人年金共済の共済掛金にかかわる地方税法上の別枠所得控除限度額引上げに関する請願外九十一件はいずれも保留とすることに決しました。

以上、御報告いたしましたとおり決定することにより御異議ございませんか。

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(増岡康治君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

地方行政の改革に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増岡康治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は五月十四日)

一、地方自治法の一部を改正する法律案(衆議院)

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方行政反対等に関する請願(第二四五〇号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第二四五五号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第二四五六号)

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第二四五七号)

一、道路交通の安全確保に関する請願(第二五八三号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第二二六六号)(第二二六七号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第二二六八号)(第二二六九号)

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第二二七〇号)(第二二七一号)

請願者 名古屋市中区上名古屋三ノ二ノ一 二 成瀬信郎 外四百九十名

紹介議員 吉川 春子君

中曽根内閣は、補助金の削減は昭和六十一年度限り、としたにもかかわらず、昭和六十一年度予算では保育・老人ホーム・障害者施設・生活保護・公立学校整備費・道路・下水などに対する国の負担率を引き下げて総額一兆七千七百億円も補助金を削減し、今後三年にわたって地方自治体と住民に負担を転嫁する国の補助金等の臨時特例等に関する法律案を成立させようとしている。この削減で、昭和六十一年度愛知県では約二百十億円、名古屋市は九十八億円の負担増となり、昭和六十一年度では保育料や老人ホーム、障害者施設の使用料の引上げを予定している。地方財政法第二十五条では国の負担転嫁の禁止をきめ、憲法第二十五条は国民の生存権の保障を明確にし、地方財政法第十條では国の経費負担を定めている。今回の国の削減措置は法に違反するものである。軍事費は昭和六十一年度予算で六・五八パーセント増、六年連続の突出であり、海外経済協力費など大企業向け補助金も六・三三パーセント増となつていて、国民むけ予算は削減されている。ついでには、不法な国庫負担金・補助金削減を撤回するとともに、軍事費を削つて暮らし、福祉、医療、教育を充実し、地方財政と地方自治権を拡充するため、次の事項について実現を図られたい。

一、地方自治体行政の下請・民営化、住民サービスの切捨て、住民負担の強化となる地方行政改革をやめること。また、地方自治権と地方財政を拡充すること。

二、住民と地方自治体に負担を押し付ける国庫負担金・補助金の削減をやめること。

第二四五五号 昭和六十一年五月二日受理

車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三

第二四五〇号 昭和六十一年五月二日受理

全国青嶺損傷者連合会群馬県支部
内 関甲子郎
紹介議員 最上 進君
この請願の趣旨は、第一六七七号と同じである。

第二四五六号 昭和六十一年五月二日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願
群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三
全国青嶺損傷者連合会群馬県支部
内 関甲子郎
紹介議員 最上 進君
この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二四五七号 昭和六十一年五月二日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願
群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三
全国青嶺損傷者連合会群馬県支部
内 関甲子郎
紹介議員 最上 進君
この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二五八三号 昭和六十一年五月七日受理
道路交通の安全確保に関する請願
群馬県金沢市湯涌町ヘノ六九ノ一
川向基昭 外四十八名
紹介議員 永久八重子君

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所産業は、市民生活上で重要な役割と使命を果たしているが、モータリゼーションの進展や長期の消費停滞などによつて、職場の環境は厳しく、過当競争が激化するなかで、賃金・労働条件の切下げ、労働基本権の侵害、不安定な雇用形態などが増加し、安全輸送をおびやかしている。加えて、公共交通並びに運転者育成という公的使命を担っているにもかかわらず、実情にそぐわない道路交通政策によつて、交通労働者は生命と生活の不安にさら

らされている。また、最近、関係法規を無視した違法なハイヤー・タクシー類似行為がまん延しつつある。これはかろうじて維持してきた輸送秩序を崩壊に導くものであり、過当競争から安全輸送をおびやかす社会不安をじやつ起することは必至である。こうした状況は、国民の足を守り、交通事故や公害をなくし安全輸送を確立するというところから看過できない。ついで、労働環境の改善、安全輸送の確立のため、次の事項について速やかに改善策を講ぜられたい。

一、交通安全対策にあつては、取締り重点主義を改め、事故防止の指導に力点をおくこと。
二、現在審査中の罰則強化の道路交通法の改正はやめて、民主的な道路交通法を制定すること。
三、輸送効率を向上し利用者の利便を図るため、ハイヤー・タクシーのバスレーンへの乗入れとレーンの拡大をすすめ、更にタクシーペイを増設すること。
四、運転免許証の有効期間を五年に延長すること。また、運転免許税・免許証更新税の新設並びに更新料の引上げをしないこと。
五、自家用と営業用自動車運転者の区別を行い、職業運転労働者の社会的地位向上を図り、安全輸送を確立する見地から、就業免許制度を創設すること。

六、白ハイヤー・白タクシー、白バス、代行運転、軽貨物自動車などによる違法な有償旅客輸送行為の取締りを厳正・強力に行うこと。
第二二六六号 昭和六十一年五月七日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願
新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一
一三三 龜山丈一
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一六七七号と同じである。

第二二六七号 昭和六十一年五月七日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願
山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠
井弥太郎
紹介議員 松岡満寿男君
この請願の趣旨は、第一六七七号と同じである。

第二二六八号 昭和六十一年五月七日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願
新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、
一三三 龜山丈一
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二二六九号 昭和六十一年五月七日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願
山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠
井弥太郎
紹介議員 松岡満寿男君
この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二二七〇号 昭和六十一年五月七日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願
新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一、
一三三 龜山丈一
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二二七一号 昭和六十一年五月七日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願
山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠
井弥太郎
紹介議員 松岡満寿男君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。
第二二七九号 昭和六十一年五月八日受理
道路交通の安全確保に関する請願(二通)
群馬県松山町久米窪田町八六九
田中公明 外三百七十五名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二五八三号と同じである。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第一八六一号)
一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第一八六二号)
一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第二八六三号)
一、地方行政の推進に関する請願(第二九三六号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第二九五九号)
一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第二九六〇号)
一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第二九六一号)
一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第三〇〇六号)
一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第三〇〇七号)
一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第三〇〇八号)
一、個人事業税にみなし法人課税(事業主報酬)制度の適用に関する請願(第三〇二七号)
一、地方行政の推進に関する請願(第三〇六八号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第三〇二七号)
一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税

に関する請願(第三二〇三号)

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第三二〇四号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第三二二三号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第三二二四号)

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第三二二五号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第三二二三号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第三二二四号)

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第三二二五号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第三二二三号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第三二二四号)

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第三二二五号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第三二二三号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第三二二四号)

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第三二二五号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第三二二三号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第三二二四号)

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第三二二五号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第三二二三号)

一、車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願(第三二二四号)

一、重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願(第三二二五号)

一、車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願(第三二二三号)

第二八六三号 昭和六十一年五月十二日受理

重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市東玉垣町二六三 松浦弘和

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二九三六号 昭和六十一年五月十三日受理

地方行政の推進に関する請願

請願者 東京都江東区東陽一ノ二ノ二 吉野輝夫 外千十一名

紹介議員 田淵 哲也君

国民の経済的、文化的生活をたかめ、公平な社会をつくり、暮らしにゆとりと安心の社会を実現するため、地方行政を推進されたい。

第二九五九号 昭和六十一年五月十三日受理

車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願

請願者 川崎市中原区小杉陣屋町二ノ三二 七 荻野昭二

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一六七七号と同じである。

第二九六〇号 昭和六十一年五月十三日受理

車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 川崎市中原区小杉陣屋町二ノ三二 七 荻野昭二

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二九六一号 昭和六十一年五月十三日受理

重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第三〇〇六号 昭和六十一年五月十三日受理

車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡基崎町高見原一ノ三 一六 鈴木輝男

紹介議員 曾根田郁夫君

この請願の趣旨は、第一六七七号と同じである。

第三〇〇七号 昭和六十一年五月十三日受理

車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡基崎町高見原一ノ三 一六 鈴木輝男

紹介議員 曾根田郁夫君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三〇〇八号 昭和六十一年五月十三日受理

重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡基崎町高見原一ノ三 一六 鈴木輝男

紹介議員 曾根田郁夫君

この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第三〇二七号 昭和六十一年五月十三日受理

個人事業税にみなし法人課税(事業主報酬制度)の適用に関する請願

請願者 茨城県日立市大久保町一ノ五ノ二 石安太郎

紹介議員 曾根田郁夫君

担の公平を図るため、昭和四十八年度税制改正で選択制度として所得税に、昭和四十九年には住民税に創設されたが、個人事業税には認められていない。しかしながら、個人企業経営の近代化及び合理化を目的として所得税・住民税に導入したみなし法人課税制度の実効性を確保するためにもみなし法人課税制度を個人事業税にも適用することが必要である。現行地方税法は、法人企業については、その法人の役員に支払われた報酬を法人事業税の課税対象から損金として控除することを認めているが、個人企業の事業主に対しては年間二百二十万円の事業主控除を認めているにすぎない。しかも、この二百二十万円の事業主控除も昭和五十二年以来据え置かれたままである。したがって、個人企業の場合には、業種、従業員数、経営方法、資産額等が同じであり、かつ当該事業から得られる収益が同じであっても、いわゆる法人成りした企業と比較して事業税の課税標準が二百二十万円を上回る事業主報酬分だけ多額となり、その結果、より重い事業税を納付しなければならぬことになり、これは平等課税の原則に反している。この税負担の不均衡を是正するためには、個人企業であつても事業税の課税対象からその事業主報酬について控除することができるとすることが必要である。我が国の法人数は全国で百五十四万社を超えているが、うち欠損法人の割合が五十三パーセントで、事業税を納付している法人は半数におよばないのが実情である。一般に個人事業主は法人企業よりも小規模であるにもかかわらず、結果としてより小さな企業に事業税が課され、いわば生活費にまで事業税が課されている。また、東京都議会をはじめ県議会においても、個人事業税にみなし法人課税制度の立法措置を早急に講ずるよう「事業主報酬の完全実施に関する意見書」を政府に対して提出している。

第三〇六八号 昭和六十一年五月十三日受理

地方行政の推進に関する請願

請願者 川崎市中原区小杉陣屋町二ノ三二 七 荻野昭二

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第二部 地方行政委員会会議録第十一号 昭和六十一年五月二十日【参議院】

五

請願者 東京都昭島市中神町一、三〇〇ノ
一三補陸 外千五名
紹介議員 坂山 映子君
この請願の趣旨は、第二九三六号と同じである。

第三二〇二号 昭和六十一年五月十五日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八
酒井正則
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一六七七号と同じである。

第三二〇三号 昭和六十一年五月十五日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八
酒井正則
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三二〇四号 昭和六十一年五月十五日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願

請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八
酒井正則
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第三二二三号 昭和六十一年五月十五日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚町一五七ノ
一五 飯島勝三
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第一六七七号と同じである。

第三二二四号 昭和六十一年五月十五日受理

車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚町一五七ノ
一五 飯島勝三
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三二二五号 昭和六十一年五月十五日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市兵庫塚町一五七ノ
一五 飯島勝三
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第三二二三号 昭和六十一年五月十五日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願

請願者 富山市布目一、一五九ノ九全国脊
髓損傷者連合会富山支部内 松浦 良男
紹介議員 沖 外夫君
この請願の趣旨は、第一六七七号と同じである。

第三二二四号 昭和六十一年五月十五日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 富山市布目一、一五九ノ九全国脊
髓損傷者連合会富山支部内 松浦 良男
紹介議員 沖 外夫君
この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三二二五号 昭和六十一年五月十五日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願

請願者 富山市布目一、一五九ノ九全国脊
髓損傷者連合会富山支部内 松浦 良男

紹介議員 良男 沖 外夫君
この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第三二七九号 昭和六十一年五月十五日受理
車いす重度身体障害者の地方行政改善に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋 達治
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一六七七号と同じである。

第三二八〇号 昭和六十一年五月十五日受理
車いす重度身体障害者の固定資産税非課税に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋 達治
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一六七八号と同じである。

第三二八一号 昭和六十一年五月十五日受理
重度障害者が使用する電動車いすの速度制限緩和に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋 達治
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一六七九号と同じである。

第二部

地方行政委員会會議録第十一号

昭和六十一年五月二十日

【参議院】

昭和六十一年五月三十一日印刷

昭和六十一年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局